

【 特定建設作業を行う際の注意事項 】

1 特定建設作業を行う際の注意事項について

- (1) 工事に先立ち、工事の内容・作業時間・広報・工程及び公害などの防止対策について、周辺住民によく説明してください。
- (2) 住民からの注意・呼びかけには快く応じ、苦情があればその対策に努力してください。
- (3) 早朝・深夜に音量の大きい作業は控えてください。
- (4) 振動を発生させる作業を行う場合は、必要に応じて付近の家屋等の写真を撮っておいてください。
- (5) 建築物の解体は散水等を行い、粉じん等の飛散に注意してください。
- (6) 工事の後始末は常にきちんとし、残土などをトラックに積載する時は、道路等にこぼれないよう注意してください。

2 特定建設作業の届出及び基準について

(1) 届出について

- ア 所定の書式の後に案内図、作業の工程表、使用する機械のカタログを添付してください。
- イ 届出書は正副2部作成して提出してください。
- ウ 法律に基づき、その作業開始日の7日前までに届出が必要です。

(注) 7日前までとは、特定建設作業を開始する日の前日を第1日目としてさかのぼり、8日目に相当する日までです。

(例) 13日に特定建設作業を開始する場合、届出日は5日以前になります。

5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日
届出日	中7日							開始日

(2) 規制基準について(詳細は、裏面を参照してください)

- ア 特定建設作業を行う場合は、低騒音・低振動型の重機を使用し、規制基準を遵守してください。
なお、規制基準は敷地境界において騒音が85デシベル、振動が75デシベルとなっていますが、周囲への影響が少なくなるように努めてください。
- イ 日曜日及び祝日には、特定建設作業は実施できません。

届出書提出先及びお問い合わせ先

藤沢市役所 環境部 環境保全課
本庁舎8階
電話:0466-50-3519

表1 特定建設作業

○ 騒音規制法

1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業(※)
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する場合を除く。)
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
6	バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。)を使用する作業
7	トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。)を使用する作業。
8	ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。)を使用する作業

○ 振動規制法

1	くい打機(もんけん及び圧入式くい打ち機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業(※)
4	ブレーカー(手持ち式のものを除く。)を使用する作業(※)

(※)作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

表2 特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制に関する基準

規制種別	規制基準		
	区域の区分	騒音規制法	振動規制法
基準値	1号、2号	85dB	75dB
作業時間	1号	午後7時～午前7時の時間内でないこと	
	2号	午後10時～午前6時の時間内でないこと	
1日あたりの作業時間	1号	10時間/日を越えないこと	
	2号	14時間/日を越えないこと	
作業日数	1号、2号	連続6日を越えないこと	
作業日	1号、2号	日曜日その他の休日ではないこと	

(注)基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

区域の区分

1号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80メートル以内の地域
2号区域	工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80メートル以外の区域